

## 三遠広域捜査隊の編成に関する協定の解釈及び運用について

(平成6年11月18日甲通達刑総第68号)

本通達は、静岡県公安委員会及び愛知県公安委員会との間における「三遠広域捜査隊の編成に関する協定」、静岡県警察本部長及び愛知県警察本部長との間における「三遠広域捜査隊の編成に関する協定実施細目」の運用に関する留意事項を示したものである。